

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証の交付に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「保険証」という。）の交付申請者の本人確認に関する事項を定めることにより国民健康保険窓口での不正な交付申請を防止するとともに個人情報の保護を図り、窓口業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付対象者 交付を申請する保険証に記載されている被保険者及び世帯主並びに保険証に記載されている被保険者と同一世帯の国民健康保険の被保険者をいう。
- (2) 申請者 窓口に来て保険証の交付を申請する者をいう。
- (3) 本人確認 窓口で保険証を交付する場合において、申請者に本人確認書類（次条に掲げいづれか1種類）の提示を求め、申請者が交付対象者である旨を確認することをいう。

(本人確認書類)

第3条 前条第3号の本人確認書類とは、次に掲げる官公署が発行した顔写真が貼付された証明書類をいう。

- (1) 住民基本台帳カードBタイプ
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券（パスポート）（写真割印有）
- (4) 在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）
- (5) 身体障害者手帳（写真割印有）
- (6) 雇用保険受給資格者証（写真割印有）
- (7) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (8) その他官公署が発行した免許証等

(保険証の交付)

第4条 窓口において保険証の交付申請があった場合は、次の各号に定めるとおり処理するものとする。

- (1) 申請者が交付対象者である場合
本人確認を行った上で、保険証を交付するものとする。なお、本人確認ができない場合は、保険証を住民票登録住所へ簡易書留郵便で郵送するものとする。
ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 申請者が交付対象者以外である場合
保険証を住民票登録住所へ簡易書留郵便で郵送するものとする。

(本人確認の記録)

第5条 前条第1号において、本人確認を行った場合は、申請者の同意を得て、原則として本人確認書類の写しを取るものとする。なお、写しを取ることに申請者が同意をしない場合は、申請者に本人確認書類を提示させ、届書に本人確認書類名称等及び確認者名を記載するものとする。

ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(付則)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。